

農業用ため池に関する情報の届出について
**農業用ため池の所有者又は管理者の方は、12月27日までに
ため池に関する情報の届出が必要となりました。**

昨年の平成30年7月豪雨災害など、近年、全国的にも自然災害が増加傾向にある中、農業用ため池においても、利用者が減少し日常の維持管理が難しくなることなどが課題となっています。

このため、令和元年7月、新たに「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、農業用ため池の所有者等（所有者、管理者）と地方公共団体（県・市町）の役割を明らかにするとともに適正な管理及び保全を図っていくこととされました。

この法律では、農業用ため池の利用や管理の状況を把握するため、本年12月27日までに所有者又は管理者の方が、ため池に関する情報を届け出る必要があります。

1 届出の概要

届出期限：令和元年12月27日（金）まで

対象：農業用に利用されるため池はすべて対象。
また、現在使用していなくても、利用できる状態の農業用ため池は対象。

届出先：農業用ため池が所在する市町等
（裏面参照）

届出内容：ため池の名称や所在地、所有者や管理者の
氏名や住所など（別添の「農業用ため池の届出」様式 参照）

対象の農業用ため池：19,772箇所（令和元年5月末現在）



2 所有者等への周知の取組

- ・県では市町と協力し、農業用ため池の所有者等（所有者・管理者）に届出を提出していただくよう関係する情報をホームページや広報誌などに掲載
- ・現時点で保有している管理者等の情報をもとに資料を送付

3 所有者等と地方公共団体の役割

- ・所有者等（所有者及び管理者）は、農業用ため池の適正な管理に努めること。
- ・地方公共団体（県・市町）は、農業用ため池に関する情報収集とデータの管理、周辺住民の避難対策、決壊による被害の予防対策等を行うこととされています。

詳しくはこちらのHPから

広島県ため池情報

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/90/tameikeseibi.html>

4 届出の提出先

ため池が 所在する市町	届 出 提 出 先 (郵送又は持参)
広島市	広島市経済観光局農林水産部農林整備課, 東・西区役所建設部地域整備課 安佐南・安佐北・安芸・佐伯区役所農林建設部農林課
呉市	呉市産業部農林土木課, 各市民センター
竹原市	竹原市建設部建設課
三原市	三原市経済部農林水産課, 各支所地域振興課 (受付ボックスに投函) 広島県尾道農林事業所農村整備課
尾道市	尾道市建設部土木課農林土木係, 御調支所まちおこし課, 因島総合・瀬戸田支所しまおこし課
福山市	福山市農林整備課, 松永・北部・神辺・沼隈建設産業課, 新市出張所
府中市	府中市農林課, 上下支所建設係
三次市	三次市産業環境部農政課, 各支所地域づくり係
庄原市	庄原市環境建設部建設課農林整備係, 東城支所産業建設室事業係 西城・口和・高野・比和・総領支所地域振興室産業建設係
大竹市	大竹市産業振興課
東広島市	東広島市役所各支所 (受付ボックスに投函) 広島県東広島農林事業所農村整備課
廿日市市	廿日市市農林水産課
安芸高田市	安芸高田市産業振興部農林水産課
江田島市	江田島市産業部農林水産課
海田町	海田町都市整備課
熊野町	熊野町都市整備課
安芸太田町	安芸太田町産業振興課
北広島町	北広島町建設課農林土木係
大崎上島町	大崎上島町建設課
世羅町	世羅町産業振興課
神石高原町	神石高原町建設課

(参考) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

1 目的

農業用水の確保を図るとともに、決壊による災害から国民の生命・財産を保護するため、地方公共団体が防災上重要なため池の指定と必要な防災対策ができる措置を講ずる。

2 条文の概要

(1) 農業用ため池の届出

- ・農業用ため池の所有者等は、設置や廃止(現存含む)を知事へ届出する。
- ・知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し公表する。
- ・農業用ため池の所有者等は、農業用ため池の適正な管理に努めなければならない。
- ・知事は、所有者等が管理上必要な措置をしていない場合に必要な勧告ができる。

(2) 特定農業用ため池の指定

- ・知事は、決壊による被害のおそれがある池を「特定農業用ため池」に指定できる。
- ・特定農業用ため池の掘削や盛土等を行う行為は知事の許可を必要とする。
- ・市町村長は、災害時の避難に関する情報を住民に周知するよう努める。

(3) 特定農業用ため池の防災工事(廃止工事を含む)の施行

- ・所有者等は、防災工事をする際には、知事へ工事計画を事前に届出する。
- ・所有者等が必要な工事をしない場合には、知事は工事命令及び代執行ができる。

(4) 裁定による特定農業用ため池の管理

- ・市町村長は、管理上必要な措置が行われておらず、所有者を確知することができないときは、知事の裁定により、施設管理権の取得ができる。

3 法律の施行日 令和元年7月1日

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の

届出制度が始まります



平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池が被災し、下流への甚大な被害も発生しました。このため、農業用水の確保と決壊による災害の発生防止を目的とした「**農業用ため池の管理及び保全に関する法律**」が施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報を届け出ることが必要となります。

Q どのようなため池が、届出の対象になるのでしょうか。

農業用に利用されるため池は、すべて対象になります。また、現在使用されていなくても、利用できる状態のため池についても、届出が必要です。

Q どのようなことを届出するのでしょうか。

ため池の名称、所在地、管理者の氏名等に加え、ため池の規模等を記入して届出します。詳しくは、**裏面の様式をご覧ください**。

Q 提出の期限はありますか。

令和元年12月27日(金)までに提出していただく必要があります。

Q 届出の提出は、だれがするのでしょうか。

届出は、**ため池の所有者、又は管理者の方から提出**していただくことになります。
※管理者とは、ため池の操作、修繕などを行う方です。

農業用ため池の届出書

年 月 日

広島県知事 様
 (●●市(町) 経由)

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名（名称）				
	住所				
	代表者（法人の場合）				
	共有者				他 名（別紙）
管理者	氏名（名称）				
	住所				
	代表者 （法人又は団体の場合）				
	管理の内容				
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同（入会）・その他（事務管理など）			
堤高 （m）		堤頂長 （m）		総貯水量 （m3）	